

医道審議会 医師分科会	資料 2-2
令和 2 年 3 月 18 日	

## 医道審議会医師分科会

### 報告書（案）

～シームレスな医師養成に向けた共用試験の公的化と  
いわゆる Student Doctor の法的位置づけについて～

令和 2 年 3 月

## 目次

1 卒前・卒後の一貫した医師養成.....	3
(1) 医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について.....	3
(2) シームレスな医師養成における共用試験の公的化及びいわゆる Student Doctor の法的位置づけが求められる背景.....	4
2 共用試験の公的化といわゆる Student Doctor の法的位置づけについて.....	5
(1) 共用試験 CBT の公的化.....	5
(2) 共用試験臨床実習前 OSCE の公的化.....	6
(3) いわゆる Student Doctor の法的位置づけ.....	7
3 共用試験の公的化といわゆる Student Doctor が法的に位置づけられることの影響.....	7
(1) 医学教育への影響.....	7
(2) 医学生(医師)個人への影響.....	8
(3) いわゆる Student Doctor が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等.....	8
(4) 地域における実習と地域医療への影響.....	9
4 他の診療参加型臨床実習の充実のための取り組み.....	10
(1) 患者の医育機関等へのかかり方.....	10
(2) 診療参加型臨床実習の指導体制.....	10
(3) 医学生が加入する保険.....	11

## 1 卒前・卒後の一貫した医師養成

### (1) 医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について

- 医師を養成する課程は、基礎医学および医師としての人格形成に重要となる教養教育を含む6年間の卒前教育と、卒後の臨床研修や専門研修等に分けられる。卒前教育と卒後教育は、いずれもより良い医師のための実習・研修であるにも関わらず、これまで異なる目標設定がなされ、その教育課程は分断され、連続性が乏しいと評されてきた。
- しかしながら、近年、医学教育、国家試験、臨床研修制度などを議論する場においては、医療の高度化・複雑化によって、医師が修得すべき知識・技能が増加していることや、高齢化・疾病構造の変化・医師患者関係の変化等に伴い、患者や他の医療者とのコミュニケーションの重要性が増していることなどから、卒前教育においても医学生が診療に参加し、卒前・卒後の医師養成を、医療現場を中心として一貫して行う必要性が認識されてきた。
- 医師国家試験については、医師国家試験改善検討部会報告書（平成27年3月30日）において、平成27年度からの共用試験GBTの最低合格基準の設定を踏まえ、卒前教育において確認される知識の内容や質などを評価し、「医学総論」及び「医学各論」から「一般問題」として100題程度減らすことが可能であるとされた。これを受け、平成29年度に実施された第112回医師国家試験から出題数が500問から400問に変更されている。
- また、臨床研修制度については、令和2年度から適用する制度の見直しにあたって、医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）と整合的な到達目標・方略・評価が作成されるなど、昨今制度的な取り組みを進めている。
- さらに、実習や研修中の経験の評価においても、研修の評価をオンラインで行うシステムであるEPOCオンライン卒後臨床研修評価システム(Evaluation system of Postgraduate Clinical training)は、学生実習と卒後の臨床研修との連携が可能になるよう、システムの改良が進められている。
- 上記のようなシームレスな医師養成のための制度整備を進める中で、①卒前の臨床実習における診療参加型実習が推進しないこと②臨床実習と臨床研修の間に行われる医

師国家試験のための準備期間が長いことが、一貫した医師養成において大きな課題として認識されている。

## (2) シームレスな医師養成における共用試験の公的化及びいわゆる Student Doctor の法的位置づけが求められる背景

- 医師法第17条は、「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定しており、第31条では、第17条に違反する無免許医業の罪を3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとしている。医学生も医師の資格を欠くため、業として医行為を行った場合、形式的には無免許医業罪の成立が問題となるが、臨床実習の重要性、その実施上の条件等に照らし、実質的に違法性がなく無免許医業罪に当たらないと解釈し得るとされてきた。
- 上記の解釈を初めて明確に示した「臨床実習検討委員会最終報告(平成3年)」(以下、前川レポート)から約27年経過し、平成30年に改めて「臨床実習において実施可能な医行為の研究(主任研究者:門田守人・日本医学会連合会長)報告書」(以下、門田レポート)において、医学生が行うべき医行為について整理した上で、「よい医師を養成するためには、医療安全の観点を十分に考慮しつつ、できるかぎり積極的に様々な医行為を医学生に経験させることが必要」とまとめられている。
- 上記「門田レポート」は、平成30年度に本分科会において審議が行われ、その内容は妥当なものとして結論付けられており、当該報告書は、文部科学省より医学部を置く各大学へ周知されている。
- このように医学生による医行為の違法性は阻却されるという解釈が示されているものの、臨床実習の現場においては、医行為の範囲が広範にわたるために、医学生の実施する個別の医行為が違法性阻却される範疇であるかについて医学生自身による判断が容易でないことに加え、教員や指導する医師にとっても一定の判断の困難さが伴うこと、患者からの個別同意を取得することに時間や労力がかかること、患者側にとっても医学生の医行為が安全なものであるのかという不安が積みまとうことなどから、診療参加型臨床実習における医行為の実施はいまだに進んでいない。
- また門田レポートでは、「現状、どこまでの医行為が違法性阻却に該当するか臨床現場では不明確であり、「前川レポート」に規定される水準Ⅰ及び水準Ⅱの医行為のうち多くが実際には行われぬこと等を勘案すると、医師養成を推進する観点から、医学生

が行うことができる医行為のより一層の明確化と現場への周知を図るために、一定の法令上の対応を行うことが必要である。」と結論づけ、診療参加型臨床実習が進まない要因として、医学生の医行為について法令上の位置づけがなされていないことが指摘されている。

- 診療参加型臨床実習の充実を図るためには、近年の医療安全への要求を考慮する必要がある。診療を行う医師が医療事故防止を強く意識することで、医学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されており、医療安全を担保しつつ、医学生が診療チームの一員として診療に参加し診療参加型臨床実習を行うためには、指導体制等の充実とともに医学生の質の担保とその医行為について法的な位置づけが重要である。

## 2 共用試験の公的化といわゆる Student Doctor の法的位置づけについて

### (1) 共用試験 CBT の公的化

- 共用試験 Computer-Based Testing (CBT) は、平成 17 年から公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構 (CATO) により正式実施されており、現在では全大学で実施され、その合格は全国医学部長病院長会議 (AJMC) 発行の Student Doctor 認定証発行の要件の一つとなっている。
- 共用試験 CBT では、項目反応理論 (IRT : Item Response Theory) などの問題の精度管理の手法や評価手法が確立している。厚生労働省も現状、臨床実習を行う全ての医学生が受けていることや試験としての妥当性や信頼性を鑑みて、国家試験の試験問題と重複を避けるように調整を行なった結果、第 112 回からの医師国家試験で出題数を減らしている。共用試験 CBT は、日本の医学教育の中でその位置づけは既に確立されており、医師国家試験の受験要件とする等により公的に位置づける（以下「公的化」という。）に相当する試験である。
- さらに、CBT としてマルチメディアを用いた問題の開発も進行しており、今後より臨床能力を正確に測る問題の出題が期待できる。
- 課題としては、実施時期を今後どのように定めるか検討する必要があるとともに、医学生が共用試験 CBT の試験対策に追われ、4 年次までの教養教育を含めた教育内容の修

得が疎かにならないようにするための工夫、出題範囲や内容、合格基準の設定等が検討される必要がある。この点に関しては、国家試験の出題範囲や合格基準とも密接に関係しており、双方の検討の場においても連携の下、検討される必要がある。

## (2) 共用試験臨床実習前 OSCE の公的化

- 共用試験臨床実習前 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) は、共用試験 CBT と同時期の平成 17 年から正式実施され、その後は全ての医学生が受験するなど、現状の医学教育の中で臨床実習前に技能と態度を試験する機会として確立されている。
- 医学教育の中で、医学生の技能や態度については参加型臨床実習等を通じて評価されるべきではあるが、これを統一的に試験する機会は、共用試験臨床実習前 OSCE と、令和 2 年度から正式実施予定の、共用試験臨床実習後 OSCE (Post-CC OSCE: Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination) のみである。近年、医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることを鑑みても、臨床実習前に一定水準の技能・態度のレベルに達していることを試験することは、極めて重要であると考えられる。上記からも、共用試験臨床実習前 OSCE は、共用試験 CBT とともに公的化すべきであると結論づけられる。
- 一方で、共用試験臨床実習前 OSCE の実施において、模擬患者 (SP: Standardized Patient) が重要な役割を果たしているが、これまで各地域で元患者やボランティアを中心に養成された SP を、各大学が採用してきた。これまでも CATO において SP の対応の均てん化に向けた取組みが実施されているが、公的化に当たっては、さらに均てん化がすすむよう、全国的に取り組む組織の創設や SP に対する研修体制の整備などの検討が必要である。
- また、共用試験 CBT 及び共用試験臨床実習前 OSCE における出題基準や医学生の評価等については、これまでも一定の基準が置かれていたものの、公的化に当たっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から、公的な場においてその判断基準を協議し、より公平に判断される体制の構築について、国と関係団体等が協力して取り組む必要がある。
- なお、共用試験臨床実習後 OSCE については、診療参加型臨床実習修了後の技能・態度の評価の機会を設けることで、医学生が臨床実習においてより主体的に診療に参加する効果等が期待されており、試験の位置づけについては、令和 2 年度からの正式実施開

始後の状況を踏まえ、今後検討が行われるべきである。

### (3) いわゆる Student Doctor の法的位置づけ

- 臨床実習開始前の共用試験を公的化することで、共用試験後に臨床実習を行う医学生は一定の水準が公的に担保されることから、実習において医行為を行う、いわゆる Student Doctor を法的に位置づけることが可能となる。
- いわゆる Student Doctor が法的に位置づけられた場合においても、医学生が行うことが望まれる医行為は、平成 30 年 3 月にとりまとめられた門田レポートに挙げられた医行為から変わるものではない。必須と推奨に分けられた医行為が未だに十分に行われていない現状からも、現時点で変更する必要はないと考えられる。
- ただし、医学生が医行為を行う臨床現場で、患者の前で各医行為が法的に認められているものかどうかを判断することが、診療参加型臨床実習の障壁になることが予想され、臨床現場で行われる診療は日進月歩に進歩していることを鑑みると、いわゆる Student Doctor が法に基づき行える医行為を個別に列挙することは適当ではない。
- また、いわゆる Student Doctor が診療に参加する際は、必ず医師の指導及び監督のもと行われるべきであることは、法的に位置づけられた場合も変わらないことから、実施する行為については、指導する医師が適宜、医学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべきものである。なお、原則、医学生が侵襲度の高い医行為を行う場合は、当該医行為に習熟した医師が指導及び監督を行うべきである。

## **3 共用試験の公的化といわゆる Student Doctor が法的に位置づけられることの影響**

### (1) 医学教育への影響

- いわゆる Student Doctor を法的に位置づけることは、臨床実習の診療参加型化を促し、卒前教育がより良い医師の育成に向け充実することにつながる。診療参加型実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持ち、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景、仕事との両立、経済的な要因、家族との関係性など、全人的な診療に必要な視点を獲得機会となることなどが期待される。単に、侵襲的な医行為を早期に修得させることを意図して

いるわけではないことには特に留意が必要である。

- 昨今、教養教育を含めた準備教育は医学教育との関連性において一段と重視されていることから、平成 28 年度の医学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂版では、両者が発展的に融合されている。医師としての基本的な資質・能力は、特定の授業科目や学年で学修されるものではなく、卒前教育 6 年間を通じて身に付けるものであり、質の高い診療参加型臨床実習を実現することは、そうした資質・能力の獲得に資するものと期待される。医学教育の在り方については、医学生が行う医行為が法的に担保される事の影響を鑑み、今後も検討が行われるべきである。

## (2) 医学生(医師)個人への影響

- 診療参加型臨床実習の充実により、医学生が診療チームの一員として診療に取り組むことで、各診療科の実習におけるモチベーションの向上が図られると同時に、医学生本人の適性を踏まえた診療科選択にもつながることが想定される。特に、従来十分に経験をすることができなかった手技等を経験する機会が増加することで、外科等の手技の比重が高い診療科に対する積極的な効果は大きいことが予測され、将来的な診療科選択にもつながりうると考えられる。また、これらの診療科は、医師の増加が乏しい診療科とも重なることから、診療科偏在是正に対する効果も考えられる。
- さらに、診療参加型臨床実習において、従来、医師免許取得後の臨床研修において初めて行っていた診療の一部を実施することや臨床実習中により多くの診療能力の修得が可能になることにより、臨床研修における負担が一部軽減し、医師の働き方改革にも資することが期待される。このことは、一般の医師と比較し長時間であると指摘されている臨床研修医の労働時間を短縮することや、より質の高い臨床研修の実施につながる可能性がある。

## (3) いわゆる Student Doctor が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- 現在、患者は医療機関にかかる際、医師免許を有する医師に診療されることを期待し、医療機関との診療契約に基づき診療を受けている以上、医師免許を有しない医学生が診療行為を行う場合、現状、大学病院等に受診する患者の期待等を鑑みると、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。



- 平成 30 年度にまとめられた「臨床実習において実施可能な医行為」に関する報告書（以下、門田レポート）においては、患者同意取得については、「患者から「包括同意」を文書または口頭で得ること」が妥当であるとされた。
- 一方で、同意取得の困難さが診療参加型臨床実習における障壁の一部になっていることが、同報告書に関するパブリックコメント等で明らかになった。令和元年に「ICT を活用した卒前・卒後のシームレスな医学教育の支援方策の策定のための研究（研究代表者：門田守人・日本医学会）」において行われたアンケートによると「学生が診療に参加することを拒否する」「指導する医師が多忙であり同意を得るのが困難」などの理由による同意取得の困難さが診療参加型臨床実習の阻害要因となっている。
- いわゆる Student Doctor による医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆる Student Doctor が①医育機関等において診療チームの一員であること、②診療に当たって事前に一定の準備ができていること、③業として医行為を実施することが違法ではないことが、患者にとって明確になり、必要に応じた同意を得られやすくなることで、診療参加型臨床実習は促進されることが期待される。
- いわゆる Student Doctor による医行為の実施が法的に位置づけられた場合においても、医学生が侵襲性のある医行為を行うにあたって、現在の社会通念上、即座に「包括同意」、および一定以上の侵襲性がある医行為に対する「個別同意」の取得を不要とすることは、現状では適切ではないと考えられる。ただし、将来的に、いわゆる Student Doctor が法的に位置づけられ、上述のような患者理解が進んだ場合には、現在の臨床研修医と同様に、一般的な処置について、特別な同意取得の必要なく、診療参加型臨床実習において行うことを可能とすることが望ましく、そのためには、後述の 4（1）に記載の通り、医療関係者による周知活動が不可欠である。
- また、患者理解の観点から、同意については、入院の手続き時や外来の受付時等に同意書を患者に渡し、書面による同意取得を行うことが望ましいが、外来実習等において書面の同意が困難な場合は柔軟に対応するべきである。なお、同意書については、指導する医師等の負担を軽減させる観点から、全国统一の書式を用意することが望ましく、同意書の内容に関する定型的な説明は、必ずしも医師が行う必要はない。

#### （4）地域における実習と地域医療への影響

- 医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度）の中で、医師として求められる基本的な資質・能力に地域医療への貢献が位置付けられており、地域医療実習においては、地域医療実習協力機関と連携することが求められている。
- いわゆる Student Doctor が法的に位置づけられることによって、臨床実習期間中の地域医療実習もより診療参加型になることが予想され、プライマリ・ケア能力の修得に必要な経験をより多く積むことが期待される。主体性を持って地域医療を体感し、将来のキャリアにも良い影響を与えることが期待される。
- また、卒前の臨床実習である程度の診療能力が修得されることで、各養成課程の中で、現状よりも地域に貢献することが可能となることも予想される。

#### 4 他の診療参加型臨床実習の充実のための取り組み

##### (1) 患者の医育機関等へのかかり方

- 診療参加型臨床実習を充実させるためには、患者自身も共に医師を育てる、といった認識に基づいた患者の協力が不可欠である。
- 本来、大学病院はその設置目的に医学生の実習が盛り込まれているにも関わらず、大学病院を受診する患者の中には、医学生への教育に対して理解の不十分な患者も少なくない。医学生及び医師は養成課程において、必ず臨床現場における経験を積む必要があり、大学病院等の医育機関はそのために設置されている事実と、いわゆる Student Doctor が共用試験に合格し、診療参加型の臨床実習を行うに足る学生であることを広く周知する取り組みを、医療に携わる全ての者が行う必要がある。
- また、地域医療実習等で大学以外の医療機関で医学生が実習することは、医学生が頻度の高い病態や疾病に対する経験を積むこと、地域医療に関する理解を深めること等により、将来的な地域医療や総合的な診療能力を持つ医師の確保につながることで質の高い医療の実現に貢献しうることから、いわゆる Student Doctor が大学以外の医療機関で臨床実習を行うことについてもあわせて国民へ広く周知する必要がある。

##### (2) 診療参加型臨床実習の指導体制

- 医学生の医行為が法的に認められても、常に医師の指導・監督下で行われることが原

則であり、診療参加型臨床実習の充実のためには、指導体制の整備が不可欠である。大学病院で教員等の医師が十分に学生の教育に時間を充てられ、また評価される必要があるとともに、臨床研修医や専攻医も屋根瓦式に医学生への指導を積極的に行われることが望まれ、また評価されるべきである。また、医学生を受け入れる地域の病院等においても、指導体制の充実が望まれる。

### **(3) 医学生が加入する保険**

- 医学生が診療参加型臨床実習の中で一定の侵襲的な医行為も行う場合は、賠償責任保険等に加入することについて、加入を強制的に行うかどうかは病院管理者及び大学の判断であるが、医学生を保護する観点から強く推奨されるべきである。

## 医道審議会医師分科会委員

令和2年3月18日現在

- 遠藤 久夫 (国立社会保障・人口問題研究所 所長)
- 金丸 吉昌 (美郷町地域包括医療局 総院長)
- 木下 牧子 (医療法人愛の会光風園病院 副理事長)
- 木戸 道子 (日本赤十字社医療センター 第一産婦人科部長)
- 柑本 美和 (東海大学法学部法律学科 教授)
- 國土 典宏 (国立国際医療研究センター 理事長)
- 小玉 弘之 (公益社団法人日本医師会 常任理事)
- 澤 充 (日本大学名誉教授／公益財団法人一新会 理事長)
- 清水 貴子 (聖隷福祉事業団 顧問)
- 高橋 誠 (北海道大学 大学院医学研究院 教授)
- ◎中谷 晴昭 (千葉大学 理事・副学長)
- 羽鳥 裕 (公益社団法人日本医師会 常任理事)

◎印は分科会長

五十音順、敬称略